

○触法少年事件に係る証拠物件取扱保管要領の制定について(通達)
(平成19年12月20日岡少第399号/岡生企第1107号/岡刑企第481号/岡交企第423号/岡公第115号警察本部長例規)

改正 平成22年3月岡務 令和3年1月12日岡少第16号、岡会第18号、岡生企第17号、岡地第20
第260号 号、岡刑企第17号、岡交企第24号、岡公第5号
令和4年5月31日
岡少第193号

各部長
首席監察官
総務調整官
各所属長

このたび、別添のとおり触法少年事件に係る証拠物取扱保管要領を定め、平成20年1月1日から施行することとしたので、適正かつ厳正な証拠物の取扱い及び保管を運用されたい。

別添

触法少年事件に係る証拠物件取扱保管要領

1 趣旨

この要領は、触法少年事件(触法少年に係る事件をいう。)の調査に関して押収した証拠物件(以下単に「証拠物件」という。)の取扱い及び保管について必要な事項を定めるものとする。

2 証拠物件取扱保管要領

岡山県警察少年警察活動要綱の制定について(通達)(平成19年11月30日岡少第376号、岡生企第1042号、岡刑企第453号、岡交企第403号、岡公第101号例規)に定めるもののほか、証拠物件の取扱い及び保管については、証拠物件の適正な取扱い及び保管の推進について(通達)(平成18年2月23日岡刑企第1038号、岡生企第151号、岡交企第50号、岡公第17号例規。以下「証拠物件通達」という。)の規定を準用するものとする。この場合においては、証拠物件通達に規定する証拠物件管理簿及び証拠物件保存簿に代えて、証拠物件管理簿(様式第1号)及び証拠物件保存簿(様式第2号)をそれぞれ使用するものとする。また、証拠物件(特殊物件、DNA型資料及び冷凍物件を除く。)は、触法少年事件以外の証拠物件の保管庫とは分離し、施錠機能を有する設備に保管するものとする。

3 還付公告時の押収番号

少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第23号)第2条第1項第3号に規定する押収番号については、証拠物件保存簿に付した番号とする。

4 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
証拠物件管理簿	作成した所属	5年
証拠物件保存簿	作成した所属	長期

様式第1号

証拠物件管理簿

[別紙参照]

様式第2号

証拠物件保存簿

[別紙参照]